

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
アムズ（株）	石川県	事業団	当事業団発注の「焼津市汐入下水処理場水処理設備工事その2」において、平成28年3月10日、当該業者の一次下請けの作業員が、沈砂池ポンプ棟の開口部養生の撤去作業中に誤って約5m下の底盤まで墜落し、右橈骨遠位端粉碎骨折を受傷（全治1ヵ月）した。このことについて、当該業者が、島田労働基準監督署から、平成28年3月16日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H28.4.28～H28.5.11	2週間	中部	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
三沢電機（株）	神奈川県	その他	当該業者の営業部長は、神奈川県が発注した工事の入札において、便宜を図ってもらう見返りに、同県住宅営繕事務所の課長に対して10万円分の商品券を渡したとして、平成28年2月24日、神奈川県警に贈賄の容疑で逮捕された。	H28.4.28～H28.5.27	1ヵ月	関東	別表第2第2号ハ（贈賄）
ハラダ工業（株）	北海道	その他	当該業者は、平成24年9月から平成27年12月の間において、留萌開発建設部発注の建設工事2件を含む6件の建設工事において、営業所の専任技術者を工事現場の監理技術者として配置していた。これは、営業所の専任技術者が、その営業所に常勤して専ら職務に従事していなかったこと及び当該工事について、監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならないが、営業所の専任技術者を配置していた。このことが、建設業法第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、平成28年3月15日、北海道知事から指示処分を受けた。	H28.4.28～H28.5.27	1ヵ月	北海道	別表第2第9号（建設業法違反行為）
（有）平井工業	鳥取県	その他	当該業者の元代表取締役は、米子市発注の道路維持補修工事に関して、便宜を図ってもらう見返りに、同市職員に数万円分の商品券を渡したとして、平成28年3月11日、鳥取県警に贈賄容疑で逮捕された。	H28.4.28～H28.7.27	3ヵ月	全域	別表第2第2号イ（贈賄）
（株）明電舎	東京都	事業団	当事業団発注の「君津富津広域下水道組合君津富津終末処理場電気設備工事その5」において、平成28年4月1日、当該業者の二次下請けの作業員が、水処理施設管廊内のケーブルラック上における、新設の水処理電気室から管理棟監視室への光ケーブルの布設作業中、ラック上を移動するため、安全带フックを掛け替えようとした際、バランスを崩して3.2m墜落し、急性硬膜外出血等を受傷（全治1ヵ月）した。	H28.6.30～H28.7.13	2週間	関東	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
（株）あいはら	福岡県	事業団	当事業団発注の「君津富津広域下水道組合君津富津終末処理場電気設備工事その5」において、平成28年4月1日、当該業者の一次下請けの作業員が、水処理施設管廊内のケーブルラック上における、新設の水処理電気室から管理棟監視室への光ケーブルの布設作業中、ラック上を移動するため、安全带フックを掛け替えようとした際、バランスを崩して3.2m墜落し、急性硬膜外出血等を受傷（全治1ヵ月）した。	H28.6.30～H28.7.13	2週間	関東	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
（株）中村土木建設	愛知県	その他	当該業者は、平成21年3月1日から平成27年11月9日までの間、経営事項審査の有効期限が切れているにもかかわらず、複数の公共工事の請負契約を締結していた。このことが、建設業法第27条の23第1項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、平成28年3月29日、建設業許可部局である中部地方整備局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。	H28.6.30～H28.9.29	3ヵ月	東北中部	別表第2第9号（建設業法違反行為）
谷垣建設（株）	大阪府	その他	当該業者は、大阪府発注の工事において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。このことが、建設業法第28条第3項（同条第1項第2号に該当）の規定に該当するとして建設業許可部局から営業停止処分を受けた。	H28.6.30～H28.8.10	6週間	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
(株) トーエネック	愛知県	その他	当該業者は、三重県及び三重県企業庁が発注する電気工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、平成28年5月16日、建設業許可部局である中部地方整備局長から監督処分（営業停止7日間）を受けた。	H28.6.30 ~ H28.8.10	6週間	中部	別表第2第9号（建設業法違反行為）
ハラダ工業（株）	北海道	その他	当該業者は、北海道留萌振興局が発注した工事に係る入札参加申請書に添付した特定関係調書において、他の「北海道建設工事入札参加資格者」との間に特定関係があるにもかかわらず、特定関係がないとして申告したため、建設業法第28条第1項第2号に違反したとして、北海道知事から指示処分を受けた。	H28.6.30 ~ H28.7.29	1ヵ月	北海道	別表第2第9号（建設業法違反行為）
大井電気（株）	神奈川県	その他	公正取引委員会は、当該業者を含む東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対し、平成28年7月12日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該業者を、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表した。	H28.8.29 ~ H28.9.28	1ヵ月	関東中部	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
日本電気（株）	東京都	その他	公正取引委員会は、当該業者を含む東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対し、平成28年7月12日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該業者を、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者として公表した。	H28.8.29 ~ H28.9.28	1ヵ月	関東中部	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
富士通（株）	神奈川県	その他	公正取引委員会は、当該業者を含む東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対し、平成28年7月12日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該業者を、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表した。	H28.8.29 ~ H28.9.28	1ヵ月	関東中部	「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について（平成11年2月24日付け総会発第86号）」別表第1第3号（独占禁止法違反行為）
(株) 博電工業	奈良県	その他	当該業者は、奈良県橿原市が発注した橿原市内における污水管渠埋設工事及び民間企業が発注した大阪府大東市内における建物の空調設備工事において、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳及び第4項に規定する施工体系図を作成していなかった。このことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長から営業停止処分を受けた。	H28.8.29 ~ H28.10.9	6週間	近畿	別表第2第9号（建設業法違反行為）
飛島・春山特定建設共同企業体	神奈川県	事業団	当事業団発注の「岩沼市二野倉排水路復興建設工事その2」において、平成28年6月27日、当該共同企業体の二次下請けの作業員が、土留部材引き抜き同時充填工法の注入管を設置するボーリングマシンの操作中、当該ボーリングマシンのロッドに巻きついたスィベルホースを解除しようとした際、左腕がスィベルホースとロッドの間に巻き込まれ、左上腕骨幹部骨折等を受傷した。このことについて、当該共同企業体が、仙台労働基準監督署から、平成28年7月4日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H28.10.7 ~ H28.10.20	2週間	東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
飛鳥建設（株）	神奈川県	事業団	当事業団発注の「岩沼市二野倉排水路復興建設工事その2」において、平成28年6月27日、当該業者が構成員となっている共同企業体の二次下請けの作業員が、土留部材引き抜き同時充填工法の注入管を設置するボーリングマシンの操作中、当該ボーリングマシンのロッドに巻きついたスイベルホースを解除しようとした際、左腕がスイベルホースとロッドの間に巻き込まれ、左上腕骨骨幹部骨折等を受傷した。このことについて、当該業者が構成員となっている共同企業体が、仙台労働基準監督署から、平成28年7月4日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H28.10.7～H28.10.20	2週間	東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
春山建設（株）	宮城県	事業団	当事業団発注の「岩沼市二野倉排水路復興建設工事その2」において、平成28年6月27日、当該業者が構成員となっている共同企業体の二次下請けの作業員が、土留部材引き抜き同時充填工法の注入管を設置するボーリングマシンの操作中、当該ボーリングマシンのロッドに巻きついたスイベルホースを解除しようとした際、左腕がスイベルホースとロッドの間に巻き込まれ、左上腕骨骨幹部骨折等を受傷した。このことについて、当該業者が構成員となっている共同企業体が、仙台労働基準監督署から、平成28年7月4日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H28.10.7～H28.10.20	2週間	東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
鹿島道路（株）	東京都	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～H28.11.20	1.5ヵ月	東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
世紀東急工業（株）	東京都	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～H28.12.20	2.5ヵ月	東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
常盤工業（株）	東京都	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を、また、これら違反事業者20社のうち当該業者を含む11社に対し同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。	H28.10.7～H29.1.6	3ヵ月	東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
（株）伊藤組	岩手県	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～H29.1.6	3ヵ月	東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
奥村組土木興業（株）	大阪府	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～H29.1.6	3ヵ月	東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
大有建設（株）	愛知県	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～	H29.1.6	3ヵ月 東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
（株）竹中道路	東京都	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～	H29.1.6	3ヵ月 東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
地崎道路（株）	東京都	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～	H29.1.6	3ヵ月 東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
東京舗装工業（株）	東京都	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～	H29.1.6	3ヵ月 東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
福田道路（株）	新潟県	その他	公正取引委員会が、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、当該業者を含む違反事業者20社に対し同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。	H28.10.7～	H29.1.6	3ヵ月 東北	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
飛島・春山特定建設共同企業体	神奈川県	事業団	当事業団発注の「岩沼市二野倉排水路復興建設工事その2」において、平成28年8月27日、当該共同企業体の二次下請けの作業員が、推進立坑の底板コンクリート打設後に発生するスライムの処理作業後、当該立坑内に設置された梯子を使って上っていた際、足が攀ったため、約6m墜落し、右脛骨天蓋粉碎骨折等を受傷（全治3ヵ月）した。このことについて、当該共同企業体が、仙台労働基準監督署から、平成28年9月1日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H28.10.24～	H28.11.23	1ヵ月 東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
飛島建設（株）	神奈川県	事業団	当事業団発注の「岩沼市二野倉排水路復興建設工事その2」において、平成28年8月27日、当該業者が構成員となっている共同企業体の二次下請けの作業員が、推進立坑の底板コンクリート打設後に発生するスライムの処理作業後、当該立坑内に設置された梯子を使って上っていた際、足が攀ったため、約6m墜落し、右脛骨天蓋粉碎骨折等を受傷（全治3ヵ月）した。このことについて、当該業者が構成員となっている共同企業体が、仙台労働基準監督署から、平成28年9月1日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H28.10.24～	H28.11.23	1ヵ月 東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間	指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
春山建設（株）	宮城県	事業団	当事業団発注の「岩沼市二野倉排水路復興建設工事その2」において、平成28年8月27日、当該業者が構成員となっている共同企業体の二次下請けの作業員が、推進立坑の底板コンクリート打設後に発生するスライムの処理作業後、当該立坑内に設置された梯子を使って上っていた際、足が攀ったため、約6m墜落し、右脛骨天蓋粉碎骨折等を受傷（全治3ヵ月）した。このことについて、当該業者が構成員となっている共同企業体が、仙台労働基準監督署から、平成28年9月1日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H28.10.24～H28.11.23	1ヵ月 東北	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
（株）こんどう	福井県	その他	当該業者が施工したおおい町発注工事において、関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われているにもかかわらず、労働安全衛生法第30条第1項で定められた協議組織を設置・運営しなかった。この結果、平成27年10月5日、2次下請業者の作業員が照明器具の設置中に、高さ約10メートルの足場から転落し、死亡した。このことについて、当該業者及びその社員が小浜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑を受け、平成28年5月3日にその刑が確定した。	H28.10.24～H28.11.6	2週間 近畿	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
山本電気工事（株）	福井県	その他	当該業者が2次下請け事業者として請け負ったおおい町発注工事において、足場開口部について危険を防止するために必要な措置を講じなかった。その結果、平成27年10月5日、作業員1名が高さ約10メートルの足場から転落し、死亡した。このことについて、当該業者及びその代表取締役専務が小浜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑を受け、平成28年5月3日にその刑が確定した。	H28.10.24～H28.11.6	2週間 近畿	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
日本道路（株）	東京都	その他	当該業者は、東日本高速道路（株）関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	H28.10.24～H28.12.23	2ヵ月 関東	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
前田道路（株）	東京都	その他	当該業者は、東日本高速道路（株）関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	H28.10.24～H28.12.23	2ヵ月 関東	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
大成ロテック（株）	東京都	その他	当該業者は、東日本高速道路（株）関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	H28.10.24～H28.12.23	2ヵ月 関東	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
東亜道路工業（株）	東京都	その他	当該業者は、東日本高速道路（株）関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	H28.10.24～H28.12.23	2ヵ月 関東	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
鹿島道路（株）	東京都	その他	当該業者は、東日本高速道路（株）関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	H28.10.24～H28.11.23	1ヵ月 関東	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
大林道路（株）	東京都	その他	当該業者は、東日本高速道路（株）関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	H28.10.24 ~ H28.11.23	1ヵ月	関東	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
世紀東急工業（株）	東京都	その他	当該業者は、東日本高速道路（株）関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	H28.10.24 ~ H28.11.23	1ヵ月	関東	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
（株）NIPPO	東京都	その他	当該業者は、東日本高速道路（株）関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	H28.10.24 ~ H28.11.23	1ヵ月	関東	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
（株）エフワンエヌ	大阪府	その他	当該業者の現場責任者は、平成26年2月24日、民間企業の本社ビルの屋上防水工事の現場において、下請負人の作業員らに既設防水シートの撤去作業を行わせるに当たり、手すり等を設置しないまま作業を行わせた過失により、作業員をビル屋上から地上に墜落させ、作業員1名を死亡させたほか、別の作業員1名に傷害を負わせた。このことで、平成28年3月3日に神戸簡易裁判所より、当該業者は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により罰金30万円、当該業者の現場責任者は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死傷により罰金70万円の略式命令を受け、それぞれ平成28年3月23日に刑が確定した。	H28.10.24 ~ H28.11.6	2週間	近畿	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
湊上建設工業（株）	鹿児島県	その他	当該業者が鹿児島県発注工事において発生した工事関係者事故を所轄の労働基準監督署に報告しなかったことにより、当該業者及びその取締役兼総務部長が労働安全衛生法違反で罰金刑を受けた。	H28.10.24 ~ H28.11.23	1ヵ月	九州	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
（株）九栄建設	福岡県	その他	当該業者の取締役社長等が、建設業許可更新申請に際し、実際には雇用していない者を当該業者の専任技術者として追加したとする虚偽の書類を提出したとして、平成28年9月14日、福岡県警に建設業法違反（虚偽申請）容疑で逮捕された。	H28.10.24 ~ H29.2.23	4ヵ月	九州	別表第2第9号（建設業法違反行為）
小野新建設（株）	岩手県	その他	当該業者は、国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所発注の工事において建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と政令で定める軽微な建設工事の範囲（500万円）を超えて下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、平成28年9月7日に建設業許可部局である岩手県知事から10日間の営業停止処分を受けた。あわせて、同法第19条第1項に定める事項を記載した請負契約書を当事者相互に交付せずに下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項に該当するとして同日に指示処分を受けた。	H28.11.28 ~ H29.2.5	10週間	東北	別表第2第9号（建設業法違反行為）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間	指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	
瀧上工業（株）	愛知県	その他	当該業者の営業副本部長兼東京支店長ら三名は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所発注の「平成28年度23号田中川橋鋼上部工工事」の入札に関し、同事務所職員から予定価格などを教えてもらった見返りに飲食接待をしたとして、平成28年9月30日、公契約関係競売入札妨害、贈賄等の容疑で愛知県警捜査二課に逮捕され、同年10月21日、名古屋地方検察庁に起訴された。	H28.11.28 ~ H29.2.27 H29.1.27	3ヵ月 2ヵ月	中部 中部以外の区域	別表第2第2号ロ（贈賄） 別表第2第6号ロ（公契約関係競売等妨害）
宮本建設工業（株）	福岡県	その他	当該業者の代表取締役は、建設業許可更新等の際、虚偽記載した貸借対照表を県に提出したとして、平成28年9月29日、福岡県警に建設業法違反（虚偽申請）容疑で逮捕された。	H28.11.28 ~ H29.3.27	4ヵ月	近畿 中国 四国 九州	別表第2第9号（建設業法違反行為）
（株）トーエネック	愛知県	その他	当該業者が、元請として請け負った愛知県海部郡飛島村内の太陽光発電設備設置工事において、平成27年9月2日、倉庫屋根上で太陽光パネルを設置するなどの作業中に請負人の労働者が墜落し、死亡する事故が発生した。この件について、作業箇所が高さ約7.9メートルであり、屋根上に設置された明かり取り用の天窗からの墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、同天窗に囲い、手すり、覆い等を設けず、もって請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じていなかったとして、当該業者及びその従業員が、労働安全衛生法違反により、平成28年6月24日に津島簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	H28.12.28 ~ H29.1.10	2週間	中部	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
東亜建設工業（株）	東京都	その他	大阪大学大学院工学研究科教授が、鉄筋コンクリートの耐震性能に関する平成26、27年度の当該業者を含む2社との共同研究で得たデータを提供する見返りとして、平成26年10月下旬から平成28年4月下旬までの間、当該2社からそれぞれ2回ずつに分け、「指導料」などの名目で現金計約210万円の賄賂を受け取ったとして、大阪府警は平成28年11月15日、当該業者の主任研究員を贈賄容疑で逮捕した。	H28.12.28 ~ H29.1.27	1ヵ月	近畿	別表第2第2号ハ（贈賄）
飛島建設（株）	神奈川県	その他	大阪大学大学院工学研究科教授が、鉄筋コンクリートの耐震性能に関する平成26、27年度の当該業者を含む2社との共同研究で得たデータを提供する見返りとして、平成26年10月下旬から平成28年4月下旬までの間、当該2社からそれぞれ2回ずつに分け、「指導料」などの名目で現金計約210万円の賄賂を受け取ったとして、大阪府警は平成28年11月15日、当該業者の担当部長を贈賄容疑で逮捕した。	H28.12.28 ~ H29.1.27	1ヵ月	近畿	別表第2第2号ハ（贈賄）
開成工業（株）	熊本県	その他	当該業者の元東北営業所長は、平成26年11月5日の東北農政局の水門復旧工事の入札において、農政局の職員から設計金額等の教示を受けた見返りに、平成26年11月中旬～平成27年4月下旬、仙台市内で複数回にわたり、十数万円相当の飲食や宿泊などの接待を行ったとして、平成28年11月28日に贈賄の容疑で逮捕された。	H28.12.28 ~ H29.2.27 H29.1.27	2ヵ月 1ヵ月	東北 東北以外の区域	別表第2第2号ロ（贈賄）
瀧上工業（株）	愛知県	その他	当該業者の営業副本部長兼東京支店長ら3名は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所発注の「平成28年度23号田中川橋鋼上部工工事」の入札に関し、同事務所職員から予定価格などを教えてもらった見返りに飲食接待をしたとして、平成28年9月30日、公契約関係競売入札妨害、贈賄等の容疑で愛知県警捜査二課に逮捕され、同年10月21日、名古屋地方検察庁に起訴された。 また、同営業副本部長ら社員2名は、平成27年7月に当時岐阜国道事務所の建設監督官であった同課長に対し、岐阜国道事務所発注工事を落札した業者が提出した技術提案書の内容を教えるよう漏洩を持ちかけたとして、平成28年12月6日、国家公務員法違反の罪で同地検に追起訴された。	H28.11.28 ~ H29.3.27 H29.1.27	4ヵ月 2ヵ月	中部 中部以外の区域	別表第2第2号ロ（贈賄） 別表第2第6号ロ（公契約関係競売等妨害）

【期間変更】

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間	指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
開成工業（株）	熊本県	その他	当該業者の元東北営業所長は、平成26年11月5日の東北農政局の水門復旧工事の入札において、農政局の職員から設計金額等の教示を受けた見返りに、平成26年11月中旬～平成27年4月下旬、仙台市内で複数回にわたり、十数万円相当の飲食や宿泊などの接待を行ったとして、平成28年11月28日に贈賄の容疑で逮捕された。 今般、同元東北営業所長は贈賄罪と、新たに公契約関係競売入札妨害罪で、平成28年12月19日に山形地検に起訴された。	H28. 12. 28 ~ H29. 3. 27 H29. 2. 27 【期間変更】	3ヵ月 2ヵ月 東北 東北以外の区域	別表第2第2号ロ（贈賄） 別表第2第6号ロ（公契約関係競売等妨害）
東亜建設工業（株）	東京都	その他	当該業者は、国土交通省関東地方整備局発注の東京国際空港、四国地方整備局発注の松山空港及び九州地方整備局発注の福岡空港の地盤改良工事における、バルーングラウト工法を用いた地盤改良の薬液注入等において粗雑工事を行った事により、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、関東地方整備局が発注した東京国際空港の地盤改良工事について、発注者に対しバルーングラウト工法への工法決定承諾を得るために行った実証実験結果報告において、データ改ざん等による虚偽の報告を行った。これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、平成28年11月17日、関東地方整備局長から監督処分（営業停止25日間）を受けた。	H29. 1. 26 ~ H29. 3. 25	2ヵ月 関東 四国 九州	別表第1第3号（過失による粗雑工事）
（株）奥村組	大阪府	その他	当該業者の元社員は、中部地方整備局発注の「平成23年度紀勢線古里第1トンネル工事」の一般競争入札に関し、同整備局職員から、加算点などの入札情報を得る見返りに商品券100万円相当を渡す贈賄行為を行った。なお、当該贈賄行為については公訴時効（3年）が成立している。	H29. 1. 26 ~ H29. 2. 25	1ヵ月 中部	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
川田工業（株）	富山県	その他	当該業者の元名古屋営業所長は、平成28年3月、中部地方整備局岐阜国道事務所職員（建設監督官）に同事務所発注橋梁工事の落札業者が提出した技術提案書を見せるよう唆し、資料の提供を受けたとして、平成28年12月6日、国家公務員法違反（唆し）の罪で名古屋地検に略式起訴された。	H29. 1. 26 ~ H29. 2. 25	1ヵ月 中部	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
隼電気（株）	宮城県	その他	当該業者は、青森県内、宮城県内及び福島県内で請け負った電気工事並びに宮城県内で請け負った管工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と政令で定める軽微な建設工事の範囲（500万円）を超えて下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、平成28年12月20日に建設業許可部局である東北地方整備局長から指示処分を受けた。	H29. 1. 26 ~ H29. 2. 25	1ヵ月 東北	別表第2第9号（建設業法違反行為）
（株）ウオタニ	鳥取県	その他	当該業者は、出雲河川事務所が平成25年度に発注した「斐伊川河口掘削工事」の現場にて発生した労働災害について、虚偽の労働者死傷病報告書を米子労働基準監督署に提出したとして、平成28年8月10日、労働安全衛生法違反で米子区検察庁から公訴を提起された。	H29. 1. 26 ~ H29. 2. 25	1ヵ月 中国	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
（有）南風原工務店	沖縄県	その他	当該業者の代表取締役らは、渡名喜村発注の伝統的建造物群修復事業に関し、同村教育長から事前に入札に関する情報を教わり公正な入札を妨害したとして、平成28年12月2日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、沖縄県警に逮捕された。	H29. 1. 26 ~ H29. 5. 25	4ヵ月 全域	別表第2第6号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
(株)ゼンテック	東京都	その他	中日本高速道路(株)が発注した2件の工事について、設計金額に関する情報を他社の使用人が当該業者の役員に漏えいし、当該業者は同情報をもとに当該2件の工事の入札に参加し、いずれも落札していたとして、当該業者の役員及び法人としての当該業者は、平成28年11月2日、不正競争防止法違反の罪で略式起訴された。	H29.1.26 ~ H29.2.25	1ヵ月	関東	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
三菱化工機(株)	神奈川県	事業団	当事業団発注の「山口市山口浄化センター汚泥処理設備工事その14」において、平成29年1月6日、当該業者の一次下請けの作業員が、ホッパー設備の電気工事のためのローリングタワーを組み立てていた際、その組立状況の確認のため、当該ローリングタワーに登ろうとしたところ、登る途中に掴んだ上部中さんが外れて約2.6m墜落し、左橈骨遠位端関節内粉碎骨折等を受傷（加療約1年（うち入院加療約2ヶ月））した。このことについて、当該業者は、山口労働基準監督署から、平成29年1月10日付けで是正勧告書を交付された。	H29.3.2 ~ H29.4.1	1ヵ月	中国	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
三弘電設(株)	広島県	事業団	当事業団発注の「山口市山口浄化センター汚泥処理設備工事その14」において、平成29年1月6日、当該業者の作業員が、ホッパー設備の電気工事のためのローリングタワーを組み立てていた際、その組立状況の確認のため、当該ローリングタワーに登ろうとしたところ、登る途中に掴んだ上部中さんが外れて約2.6m墜落し、左橈骨遠位端関節内粉碎骨折等を受傷（加療約1年（うち入院加療約2ヶ月））した。このことについて、当該業者は、山口労働基準監督署から、平成29年1月10日付けで是正勧告書及び指導票を交付された。	H29.3.2 ~ H29.4.1	1ヵ月	中国	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
(株)マルミ吉住組	福岡県	その他	当該業者は、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる請負契約を締結したため、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、平成28年12月19日に福岡県知事より指示処分を受けた。	H29.3.2 ~ H29.4.1	1ヵ月	九州	別表第2第9号（建設業法違反行為）
鉄建建設(株)	東京都	その他	東日本大震災で被災したJR大船渡線の復旧工事に従事していた労働者が、平成28年3月9日作業中に倒れて死亡した事件について、大船渡労働基準監督署が調査を行った結果、同労働者に対して死亡した前月、労使協定で定めた上限である月60時間を超える96時間の時間外労働を行わせていたとして、当該業者と当該業者の現場作業所長は、労働基準法違反の疑いで平成28年12月27日略式起訴され、平成29年1月10日に大船渡簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の略式命令を受けた。	H29.3.2 ~ H29.4.1	1ヶ月	東北	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）
畠山建設(株)	北海道	その他	当該業者は、平成28年9月29日、東神楽町発注の「公営住宅新町団地48年棟解体工事」の指名競争入札に際して、経営規模等評価申請に係る評価結果通知書の有効期限が切れた状態で参加し、同年10月3日付けで契約したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成29年2月2日、北海道知事から指示処分を受けた。	H29.3.2 ~ H29.4.1	1ヵ月	北海道	別表第2第9号（建設業法違反行為）
日本電気(株)	東京都	その他	当該業者は、全国の市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器の納入をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	H29.3.2 ~ H29.5.1	2ヵ月	全域	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間	指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
沖電気工業（株）	東京都	その他	当該業者は、全国の市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器の納入をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	H29.3.2～H29.5.1	2ヵ月 全域	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
日本無線（株）	東京都	その他	当該業者は、全国の市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器の納入をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	H29.3.2～H29.4.1	1ヵ月 全域	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
（株）日立国際電気	東京都	その他	当該業者は、全国の市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器の納入をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	H29.3.2～H29.4.1	1ヵ月 全域	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
（有）南風原工務店	沖縄県	その他	当該業者の代表取締役らは、渡名喜村発注の伝統的建造物群修復事業に関し、同村教育長から事前に入札に関する情報を教わり公正な入札を妨害したとして、平成28年12月2日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、沖縄県警に逮捕された。 今般、新たに贈賄の容疑でも平成29年1月26日に再逮捕された。	H29.1.26～H29.6.25 【期間変更】	5ヵ月 全域	別表第2第2号イ（贈賄） 別表第2第6号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）
日本電気（株）	東京都	その他	当該業者は、中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置等の製造販売をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月15日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	H29.3.31～H29.6.30	3ヵ月 関東北陸中部	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
大井電気（株）	神奈川県	その他	当該業者は、中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置等の製造販売をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月15日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	H29.3.31～H29.5.30	2ヵ月 関東北陸中部	別表第2第3号（独占禁止法違反行為）
富士通（株）	神奈川県	その他	当該業者は、中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置等の製造販売をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月15日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者として公表された。	H29.3.31～H29.5.30	2ヵ月 関東北陸中部	「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について（平成11年2月24日付け総会発第86号）」別表第1第3号（独占禁止法違反行為）
（株）不二代建設	福島県	その他	当該業者は、平成28年2月15日、いわき市内の一般建築住宅工事において掘削作業を行っていた作業員がコンクリート塀の一部が損壊したことにより身体を挟まれ死亡する事故を起こした。この事故について、危険を防止するために必要な措置を講じていなかったとして、平成28年9月8日、当該業者及びその専務取締役が労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反容疑で書類送検され、平成28年12月29日、いわき簡易裁判所において、それぞれ罰金30万円の刑が確定した。このことが、平成29年2月6日に建設業許可部局である福島県知事からの監督処分により判明した。	H29.3.31～H29.4.13	2週間 東北	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

【指名停止・一覧表】

※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。  
 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。  
 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7808

業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項
宇陽環境整備工業（株）	栃木県	その他	当該業者は、平成26年12月5日に栃木県下水道管理事務所発注の下水道管の点検作業において、作業員の死亡事故を発生させた。その後、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により、平成28年4月28日に宇都宮簡易裁判所において、当該業者を罰金20万円、その従業員を罰金40万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定したことが、建設業許可部局からの監督処分により判明した。	H29.3.31 ~ H29.4.13	2週間	関東	別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
（株）山田組	石川県	その他	当該業者は、石川県内における民間事業者発注の工場新築工事について、建築工事業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成29年1月26日、石川県知事から7日間の営業停止命令を受けた。	H29.3.31 ~ H29.5.11	6週間	北陸	別表第2第9号（建設業法違反行為）